

低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料（※和歌山市を除く県内全域）

（令和3年4月1日以降認定申請受付分より）

認定申請手数料の考え方（都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項、第55条第1項）

1. 認定申請のみ
【1.認定申請手数料】のみの金額となります。
2. 認定申請と同時に、都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第54条第2項の申し出を行う場合
【1.認定申請手数料】に、【2.確認手数料】を合計した金額となります。
3. 計画変更認定の申請又は軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請を行う場合
変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する床面積（床面積の増加を伴う変更にあつては、当該増加に係る床面積を加える）に応じて【1.認定申請手数料】に定める金額となります。

【1.認定申請手数料】

認定単位により「表1」から「表3」を組み合わせて、認定手数料を算出します。

- 1) 一戸建ての住宅の場合 : 「表1」
- 2) 共同住宅等の場合
 - ・住戸の部分のみ（一戸につき） : 「表1」
 - ・住棟全体 : 「表2」
- 3) 非住宅建築物の場合 : 「表3」
- 4) 複合建築物の場合
 - ・住戸部分のみ（一戸につき） : 「表1」
 - ・非住宅部分のみ : 「表3」
 - ・建築物全体 : 「表2」 + 「表3」

「表1」一戸建て住宅・共同住宅の住戸の部分

床面積の合計 A (㎡)	手 数 料	
	適合証の添付がある場合	適合証の添付がない場合
A < 200	5,000 円	35,000 円
200 ≤ A	5,000 円	39,000 円

備考：「適合証」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、申請に係る建築物の法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証した書面をいう。

「表2」共同住宅等全体

床面積の合計 A (㎡)	手 数 料	
	適合証の添付がある場合	適合証の添付がない場合
A < 300	10,000 円	71,000 円
300 ≤ A < 2,000	21,000 円	119,000 円
2,000 ≤ A < 5,000	46,000 円	202,000 円
5,000 ≤ A < 10,000	83,000 円	290,000 円
10,000 ≤ A < 25,000	133,000 円	571,000 円
25,000 ≤ A < 50,000	202,000 円	1,009,000 円
50,000 ≤ A	306,000 円	1,855,000 円

備考：「表1」一戸建て住宅・共同住宅の住戸の部分と同じ。

「表3」非住宅建築物

基 準	床面積の合計 A (㎡)	手 数 料	
		適合証の添付がある場合	適合証の添付がない場合
モデル 建物法等 以外の 方法	A < 300	10,000 円	235,000 円
	300 ≤ A < 1,000	17,000 円	295,000 円
	1,000 ≤ A < 2,000	28,000 円	379,000 円
	2,000 ≤ A < 5,000	83,000 円	542,000 円
	5,000 ≤ A < 10,000	131,000 円	667,000 円
	10,000 ≤ A < 25,000	166,000 円	789,000 円
	25,000 ≤ A < 50,000	207,000 円	900,000 円
	50,000 ≤ A	290,000 円	1,122,000 円
モデル 建物法等	A < 300	10,000 円	90,000 円
	300 ≤ A < 1,000	17,000 円	115,000 円
	1,000 ≤ A < 2,000	28,000 円	150,000 円
	2,000 ≤ A < 5,000	83,000 円	244,000 円
	5,000 ≤ A < 10,000	131,000 円	318,000 円
	10,000 ≤ A < 25,000	166,000 円	382,000 円
	25,000 ≤ A < 50,000	207,000 円	448,000 円
	50,000 ≤ A	290,000 円	581,000 円

備考：1 「モデル建物法等」とは、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）I. 第1の1の1-2ただし書き及び2の2-1ただし書きに定める方法に該当するものをいう。
2 「適合証」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、申請に係る建築物の法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証した書面をいう。

【2. 確認手数料】

床面積 A (m ²)	手数料 (構造計算あり)	手数料 (構造計算なし)
$A \leq 30$	16,000 円	10,000 円
$30 < A \leq 100$	24,000 円	14,000 円
$100 < A \leq 200$	36,000 円	19,000 円
$200 < A \leq 500$	54,000 円	26,000 円
$500 < A \leq 1,000$	91,000 円	
$1,000 < A \leq 2,000$	130,000 円	
$2,000 < A \leq 5,000$	220,000 円	
$5,000 < A \leq 10,000$	260,000 円	
$10,000 < A \leq 50,000$	390,000 円	
$50,000 < A$	660,000 円	